

# 業務指示書

## 南アジア地域南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る 情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年6月26日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課

笠原 健一郎 Kasahara.Kenichiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年7月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。



注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸交通、物流、地域総合計画に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

3) 対象国（インド、バングラデシュ、ブータン、ネパール、ミャンマー、タイ 及びその他 全途上国）での業務の経験

4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）

5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 研修受講実績

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

(1) 期限：2013年7月5日 12時

(2) 場所：本機構本部1階 調達部受付

(3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）

(7) 虚偽の内容が記載されているとき

(8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
中間報告会・最終報告会開催経費

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

下記URLに記載している2013年6月レートを使用してください。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/交通インフラ/施設計画  
クロスボーダー交通ネットワーク  
産業開発/貿易促進

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.73 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

南アジア地域南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(40.00)	
(1) 業務指示書の理解度	4.00	
(2) 業務方針的確性	12.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	18.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/交通インフラ/施設計画	(26.00)	(21.00)
イ 類似業務の経験	10.00	8.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	4.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	5.00	4.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(5.00)
イ 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(24.00)	
1) 担当事項：クロスボーダー交通ネットワーク	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
2) 担当事項：産業開発/貿易促進	(12.00)	
イ 類似業務の経験	6.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	1.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	2.00	
3) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

南アジア地域は、約16億の人口を有し、経済の自由化や規制緩和等に積極的に取り組んでおり、インド、バングラデシュ等を中心に潜在性のある経済市場圏としての存在感の高まりから、近年、本邦企業の関心も高く、進出も増加している。当該地域は、グローバリゼーションを背景に、1980年以降、年平均GDP6%の急速な経済成長を経験してきたが、域内交易量は約5%（域内交易のポテンシャル40%と言われている）と他の地域に比して低く、南アジア地域連合（South Asia Association for Regional Cooperation(SAARC)）、ベンガル湾分野経済協力イニシアチブ（Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral, Technical and Economic Cooperation (BIMSTEC)）といった地域機関が設立されたものの、地域協力は期待されたほどには進まず、域内統合が最も遅れた地域の一つと言われてきた。

しかし、近年、南アジア地域の大国であるインドにおける経済の急成長を背景に、国家経済を支える運輸交通基盤整備が急務となってくると、地域協力に関する動きにも変化が表れてきた。例えば、民間セクターのイニシアチブのもと2001年に設立された南アジアサブリージョン経済協力（South Asia Sub-regional Economic Cooperation (SASEC)）において、インド、バングラデシュ、ブータン、ネパールの地域を対象に、クロスボーダー交通インフラ整備に係るプロジェクトが実施される他、域内の円滑な越境交通の実現に向けたSAARCマルチモーダル広域運輸交通調査(2008年)の下では、広域運輸交通整備に向けた開発支援がアジア開発銀行（ADB）、南アジア各国政府を中心に進められている。また、近年、ミャンマーが進める経済改革、2015年までのASEAN経済共同体設立にむけた動き等、外部環境が変化する中、南アジア各国にとってASEANとの交易拡大等の関係性の強化、南アジア地域の地域経済統合の重要性が認識され、広域交通インフラ整備への対応は、一層重要な分野と考えられている。

こうした地域間の連結性に資するクロスボーダー交通インフラ開発は、物、人の移動の域外への交通ルートの確保に資するだけでなく、国境等の物理的な障壁を除去することにより、大幅な輸送コスト削減と時間短縮効果が実現し、自由な経済活動を通して持続的成長に資する取組として考えられる。また、南アジア域外との連結性の観点からは、南アジア諸国が周辺地域（ミャンマーをはじめとするASEAN諸国）との交易を高め、域内の持続可能な開発に貢献するものと考えられる。今後、南アジア地域及び周辺地域へ多くの本邦企業が進出することが予想されているが、広域インフラ整備は本邦企業の活動基盤を支えるうえで必要不可欠であり、将来的には成長戦略の観点からも、本邦技術の活用による協力事業への発展も期待されるところである。右取り組みを通じた同地域の域内及び周辺地域との経済交流の促進により、域内の貧困削減や国境を超える脅威軽減への貢献、地域の安定性の向上、ひいては、同地域と日本の関係性強化に資すると考えられる。

## 2. 調査の目的

ミャンマーと隣接する南アジア東部地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備（越境交通、越境交易に係るハード、ソフト両面からの支援のあり方）に係る、JICA としての協力の可能性・方向性について整理、提言を行うものである。

## 3. 調査対象地域

インド、バングラデシュ、ブータン、ネパール、ミャンマー、タイの 6 カ国とするが、現地調査を実施する国については、プロポーザルにて提案すること。

## 4. 調査の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するために「5. 調査実施上の留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「7. 成果品等」に示された報告書を作成し、JICA に対して説明・協議の上、提出するものとする。

## 5. 調査実施上の留意点

### (1) 基礎情報の収集・確認について

基礎情報の収集・確認においては、調査対象国政府の既存の開発・計画に加え、これまでの JICA による対象調査地域への支援内容・進捗状況を含めること。また、現地政府機関、国際機関、現地商工会議所、シンクタンク等による当該地域において実施された既存・現在進行中の調査（4. 参考・貸与資料を参考のこと）、事業（頓挫したものを含む）を十分踏まえるように留意すること。特に、直近実施された類似関連調査として下記が挙げられることから、当該調査結果の内容につき、ドナー、商工会議所等から情報収集を行い、十分留意すること。

- ・ JICA ミャンマー 全国運輸交通プロジェクト形成準備調査（2012-2013 年度）
- ・ ADB/ADBI、Connecting South Asia and Southeast Asia (interim report, 2013-2014 年)
- ・ ADB SASEC 域内の連結道路 (Road Corridor 1: Kakarbhitta (Nepal) - Panitanki (India) - Fulbari (India) - Banglabandha (Bangladesh); Road Corridor 2: Phuentsholing (Bhutan) - Jaigaon (India) - Changrabandha (India) - Burimari (Bangladesh) に関する調査、Silchar - Moreh 間 (AH2 号線) 等の調査を実施 (2012-2013 年度)
- ・ UNESCAP/ADB SASEC6 回廊のうち、3 回廊につき、Business Process Analysis を実施済み (2012-2013 年度)
- ・ Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry (FICCI) が、国境施

設 8 か所に係る調査及びインド西ベンガルからバングラ、ミャンマー間のロジスティックス調査を実施（2013 年）

・ JICA ASEAN2025 に係る情報収集・確認調査（2013 年-2014 年）

(2) 将来的な地域協力に係る案件形成に向けた情報収集について

本調査では、詳細なマスタープランを作成するものではないが、地域協力のあり方、及びクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係るビジョンを描き、将来的に JICA が協力するに相応しい候補プロジェクト案件のロングリストの作成を行うものである。

(3) 調査対象交通モードについて

本調査では、交通モードのうち、陸上交通（道路、鉄道）を調査対象とする。尚、本調査では港湾インフラは調査対象に含めないが、インフラ開発の観点から、陸上交通との結節点となる港湾へのアクセス道路、及び港湾物流、港湾における貿易手続き上のボトルネックへの対応策は、調査対象に含めることとする。

(4) 調査対象経済回廊、ドライポート、国境施設の絞り込みについて

調査対象となる国際経済回廊（道路、鉄道、ドライポート、国境施設）の絞り込み・選定については、その考え方をプロポーザルにて提案すること。国内準備作業において、現地踏査する対象経済回廊を絞り込み、第 1 次現地調査を踏まえ、調査対象経済回廊を絞り込むこととする。

(5) 調査方法について

本調査は、「6. 調査の内容」に示された内容を実施することを想定しているが、それ以外により効果的・効率的な調査方法がある場合には、プロポーザルにて提案すること。また本調査は、「第 3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、その理由と共にプロポーザルで提案すること。

(6) 本調査の実施体制

現在進行中の各国別事業との連携、各国政府、開発パートナーによる協力事業との連携に留意する必要があることから、調査対象地域内にある JICA 事務所、本部関係部署（南アジア部、東南アジア・大洋州部、経済基盤開発部、産業開発・公共政策部）から TV 会議等の手段を通じて調査の各段階で助言を求める他、第 1 次国内作業終了後、第 2 次国内作業終了後には、中間報告書案及び最終報告書案を用いて、地域機関、各国政府、他開発パートナー、専門家等に説明し、調査結果につき、コメ

ントを求める為のセミナーを現地で開催すること。

(7) 地域機関、他開発パートナーとの相互補完

調査対象地域では、国レベルに加え、広域のインフラ整備計画が地域機関（SAARC、BIMSTEC）、準地域機関（SASEC）の場を通じて調整され、開発パートナーの協力を得て開発プロジェクトが実施されている。越境交通、越境交易については、特に SASEC の場を通じた案件形成、実施等の取組が進んでいるので、その動向を十分把握した上で、JICA による協力の可能性、方向性につき整理し、提案すること。

(8) 南アジアと東南アジアとのコネクティビティー強化

マクロ的な観点から、ASEAN 経済圏で既に構築されている生産プロセス、サプライチェーンが南アジア地域経済にとって持つ意味等を十分分析した上で、東南アジアとのコネクティビティー強化に資する交通・運輸インフラ整備がもたらすインパクト（例えば、域内交易に対するインパクト、物流コスト、時間等、経済的便益の評価、労働市場に対するインパクト等）を定性面、定量面から十分に検討を行うこと。また、日系企業の現地進出が本格化する中、南アジアと東南アジア（メコン経済圏）とのコネクティビティー強化に向けた取組は、進出日系企業の生産プロセス、サプライチェーンの観点から重要である。その為、物流企業のみならず、進出日系企業にとって国際経済回廊開発の持つ意味を十分に検討したうえで、地域間のコネクティビティー強化に資する交通・運輸インフラ整備の方向性を提示すること。

(9) 政治的な含意の分析

クロスボーダー協力の実施に際しては、各国の思惑が交差することも考えられるため、各国のクロスボーダー協力に関するこれまでの取り組み、姿勢、ニーズに十分留意し、事業実施に当たっての外交上・政治上の含意を分析すること。

(10) 環境社会配慮/社会開発

現地調査にあたっては、（候補プロジェクト案件）ロングリストに入るプロジェクト案について、JICA 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年）を参照したうえで、調査結果の報告を行うこと。また、社会開発の観点から、当該広域の交通インフラ整備によってもたらされうる正・負の影響等（例えば、域内経済格差の是正、人の移動に伴う感染症の拡大等）についても分析を行うこと。

尚、社会開発の観点から講じるべき施策等が想定される場合は、候補プロジェクト案件に併せて当該施策についても提案を行うこと。

(11) 先方政府実施体制の分析

当地域でのクロスボーダー交通インフラ整備が進まない一因として各国政府の実

施・運営体制・関連協定の未整備等が考えられるが、実施体制についても情報収集を行い、能力向上等、必要な点があれば併せて検討に含めること。

#### (12) 中間報告及び最終報告に係るセミナー

本案件の進捗に合わせ、途中経過と最終報告を関係者に説明し、意見を得るためのセミナーを実施する（第2次現地調査及び第3次現地調査時を想定）。セミナーの想定内容は以下の通りである。セミナー開催地、参加機関、セミナープログラムの内容等につき、プロポーザル内で提案を行うこと。

（セミナーの想定内容）

- ・開催地は1か所で、関係各国からの参加者が集まる形式
- ・参加者：地域機関、準地域機関、各国政府、他の開発パートナー等

### 6. 調査の内容

コンサルタントは、上記「2. 調査の目的」及び「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合は、プロポーザルにて提案すること。

#### (1) 国内準備作業

##### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

- ・本調査に関連する地域機関(SAARC、BIMSTEC)、準地域機関(SASEC)またはマルチドナー(ADB、UNESCAP等)が実施した国際経済回廊調査のレビュー等、既存文献資料等の情報収集・分析を十分に行った上で、下記事項を踏まえ、現地調査の基本方針及び具体的な調査方法、スケジュール等の検討を行う。

(ア) 調査対象国における国際経済回廊開発(道路、鉄道、ドライポート、国境施設)の整備の動き、中長期開発計画

(イ) 調査対象地域における政治社会情勢、自然環境概況、経済・産業構造の動向

(ウ) 交通、貿易に係る政策、法令・基準、運営体制、通関制度のレビュー

(エ) 調査対象地域における地域統合、地域協力の動向

(オ) 対象品目・セクター別物流(特に域内中継貿易)の動向

(カ) 他援助機関の援助計画及び支援実施状況

- ・調査対象国に進出または進出を予定している代表的な本邦企業(物流業、運輸業、製造業、通関業等を想定)との協議を行い、関係者が有する情報を事前に収集する。

##### 2) インセプションレポートの作成

- ・上記の結果、業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画等をまとめてイン

セプションレポート（英）及びインセプションレポートの要約（和）を作成し、JICA 本部の承認を得る。

## （2）第1次現地調査

- 1) 調査対象地域にある JICA 事務所、関係政府機関に対し、現地調査の基本方針、調査計画、調査対象地域の選定条件、基準の考え方についてインセプションレポートをもとに説明し、調査対象となる国際経済回廊（道路、鉄道、ドライポート、国境施設）選定に係る協議を行う。
- 2) 現地政府のクロスボーダー交通インフラ整備に関する情報収集
  - ・先方政府関係機関による国際経済回廊開発に対する姿勢、ニーズの確認をする。
  - ・各対象国政府が積極的に取り組めるメリット、阻害要因等の整理を行う。
- 3) 現地で類似の調査を実施している他ドナー（ADB、UNESCAP 等）に対して、調査対象地域での新規・既往案件及び支援状況についてヒアリングを行い、情報収集を行う。
- 4) 上記第1次現地調査の活動内容を踏まえ、第1次現地調査1)～3)の報告、第1次現地調査8)以降の現地調査の基本方針及び調査計画（英）（以下調査報告書兼調査方針書）の作成を行う。調査計画には、調査日程、情報収集先、調査内容につき記載する。
- 5) 上記4)で作成した調査報告書兼調査方針書につき、TV 会議システムを利用し、JICA 南アジア部に対して説明を行い、承認を得る。
- 6) 現地での協議を効果的・効率的に実施できるよう、上記4)で作成した調査報告書兼調査方針書のプレゼンテーション資料（英）を作成し、JICA 南アジア部に提出する。
- 7) 現地調査開始時に調査対象国に所在する JICA 事務所及び関連政府機関に対して上記4)で作成した調査報告書兼調査方針書及び上記6)で作成したプレゼンテーション資料を基に調査内容の進捗報告を行うと共に、調査計画につき、説明する。
- 8) これまで収集した情報〔（1）の（ア）～（カ）〕及び調査対象地域において実施した調査、協議の結果等を踏まえ、下記（ア）～（キ）につき、より詳細な分析を行う。
  - （ア）既存交通協定、貿易、通関等の関連制度の運用状況、体制、課題の確認を行う。
  - （イ）南アジア地域における国際経済回廊開発（道路、鉄道、ドライポート、国境施設）の整備状況、中長期開発計画等及び他機関の支援現況及び将来の方向性につき、聞き取り及び現地視察を行う。
    - ・国境施設については、どのような施設の整備状況で、どのような運用が行われているのか確認するとともに、手続きの円滑化を促進するための方策（ハード、



ソフト面含む)を検討する。

(ウ) 調査対象地域における政治社会情勢、自然環境概況、経済・産業構造を把握する。

(エ) 調査対象地域における物流(主に域内中継貿易)の現状を明らかにすると同時に、クロスボーダー交通インフラ開発が交易に与えるインパクトを含め下記事項を整理する。

- ・輸送手段
- ・税関、出入国管理、検疫等(CIQ)の手続きの現状及び課題
- ・物流コスト、越境待機時間等の現状
- ・調査対象地域に位置する国境施設における主要交易品目、交易量、交易需要予測
- ・貿易促進にむけた物流、ロジスティックス上のボトルネックの特定

(オ) 交通量調査

- ・交通量及び交通量需要予測に関し、文献を通して情報収集をする。

(カ) 治安・安全

- ・今後 JICA がクロスボーダー交通インフラ整備支援を行うにあたり、障害となる課題(安全管理上の問題、地すべり等地理的な条件、二国間の政治的な関係(政治的な合意の有無)、少数民族問題等)につき、情報収集を行う。
- ・非公式な貿易、人の移動が現状どの程度、行われており、今後、貿易、人の移動等が迅速、円滑、安全に行われるにあたり必要な方策は何か整理する。

(キ) 民間ニーズの把握

国際経済回廊利用の代表的ユーザー(現地及び現地進出日系企業の物流業界団体、運輸業界団体、製造業界、通関業界団体)、現地及び現地日本商工会議所、調査対象国に位置する日本貿易振興機構(JETRO)の事務所等から、国際経済回廊開発に対するニーズ、現況及び課題に関するヒアリングを実施し、データ収集・分析を行う。これまでに得た情報をもとに、協力の可能性がある支援分野(ハード、ソフト面)の現状と課題等につき、整理する。

9) 調査対象地域にある JICA 事務所に第 2 次現地調査の結果を報告する。

(3) 第 1 次国内作業

- 1) 上記第 1 次現地調査における確認事項を分析し、第 2 次現地作業の精緻な計画を作成する。
- 2) インテリムレポート(案)(英)を作成し、JICA 南アジア部に対して説明を行い、承認を得る。
- 3) 第 2 次現地調査時に実施する中間報告会を効果的・効率的に実施できるよう、インテリムレポートの要約(和)及びプレゼンテーション資料(英)を作成し、

JICA 南アジア部に提出する。

(4) 第2次現地調査

- 1) インテリムレポート(案)及び(3)3)で作成したプレゼンテーション資料を用い、調査結果の中間報告を地域機関、準地域機関、各国政府、他の開発パートナー等に説明するためのセミナーを開催する。
- 2) 上記、第1次現地調査と同様の調査をその他現地調査対象地域において実施する。

(5) 第2次国内作業

第1次、第2次現地調査の結果を踏まえ南アジア地域(特に東部地域)における我が国のクロスボーダー交通インフラ支援を具体的に検討するため、下記を踏まえ課題に対する対応策(候補プロジェクト案件)のリスト案を作成する。

- 1) 域内の経済成長に寄与する国際経済回廊整備(道路、鉄道、越境手続き円滑化等)にかかる候補プロジェクト案件のリスト化および整備された場合の経済的効果の定量的予測(輸送費、越境待機時間、物流コスト等)を行う。
- 2) 調査結果の概要を地域協力機関、各国政府、他開発パートナーに説明するためのドラフト・ファイナルレポート(案)(英)を作成する。
- 3) 最終報告会を効果的・効率的に実施できるよう、ドラフト・ファイナルレポートの要約(和)及びプレゼンテーション資料を作成し、JICA 南アジア部に提出する。

(6) 第3次現地調査

第2次国内作業にて作成した候補プロジェクトリスト案を基に、現地関係者と協議を通じて課題に対する対応策(候補プロジェクト案件)の有効性を再確認する為に、以下の作業を実施する。

- ・ドラフト・ファイナルレポート(案)及び(5)3)で作成したプレゼンテーション資料を用いて、我が方のアプローチを地域機関、準地域機関、各国政府、他の開発パートナー等に説明するためのセミナーを開催する。

(7) 第3次国内作業

- 1) 上記、第3次現地調査において開催したセミナー参加者からの意見等を分析し、必要な修正を加えた上で、ミャンマーと隣接する南アジア東部地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備のあり方、当該分野への協力の方向性、及び、JICAによる協力に相応しい候補プロジェクト案の概要(事業内容、事業費概算、プロジェクトの費用対効果(概算)、PPPの可能性、留意点等)を取りまとめ、ファイナル・レポートを最終化する。

- 2) 先方政府、他援助ドナー等と情報共有するに適さない情報については、JICA 内部検討用資料としてとりまとめる。
- 3) 日本国内関係者（省庁、運輸・物流・商社等の企業を想定）に対し調査内容を報告するためのプレゼンテーション資料（案）を作成する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポート（FR）とする。

### (1) 調査報告書

ア インセプション・レポート (IC/R)	和文要約 1 部、英文 1 部、電子データ
イ インテリム・レポート (IT/R)	和文要約 1 部、英文 1 部、電子データ
ウ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)	和文要約 1 部、英文 1 部、電子データ
エ ファイナル・レポート (FR)	和文 14 部、CD-R 9 枚 英文 35 部、CD-R 9 枚

なお、イ、ウ、エの成果品（英文）及びエの成果品（和文）の巻頭には、10 ページ程度の要約を掲げることとする。

### (2) その他作成資料

ア 調査報告書兼調査方針書（英）	電子データ
イ 調査報告書兼調査方針書プレゼンテーション資料（英）	電子データ
ウ インテリム・レポートプレゼンテーション資料（英）	電子データ
エ ドラフト・ファイナル・レポートプレゼンテーション資料（英）	電子データ
オ JICA 内部検討用資料（和・英）	電子データ
カ 日本国内関係者向けプレゼンテーション資料（案）（和）	電子データ

### (3) 報告書の作成・印刷仕様

- ア ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- イ ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

### (4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源と

して使用した URL を記載する。

(5) 議事録・写真

第 1 次～第 3 次現地調査時に撮影した写真（50 枚程度、調査した現場の写真を含めること）を F/R に添付する。

(6) 調査業務報告書

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告書を翌月 15 日までに JICA に提出する。

(7) 報告書作成にあたる留意点

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文については、ネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- イ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- エ 本調査の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICA との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

本調査は、2013年8月上旬に開始し、2013年8月中旬より第1次現地調査を行い、2014年1月下旬までにファイナル・レポートの提出を想定している。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

項目	時期	2013年				2014年
		8月	9月	10月	11月	12月
国内準備作業						
協議、IC/R作成・修正		□				
IC/R提出		△				
第1次現地調査						
キックオフ協議		△				
情報収集・分析		■				
調査報告書兼調査方針書提出 /TV会議			△			
現地調査前協議			■			
第1次国内作業						
情報収集・分析、IR/R作成				□		
IR/R提出				△		
第2次現地調査						
現地調査前協議				■		
中間報告会					△	
情報収集・分析					■	
第2次国内作業						
DF/R作成・修正						□
DF/R提出						△
第3次現地調査						
現地調査前協議						■
最終報告会						△
第3次国内作業						
F/R作成・修正						□
F/R提出						△

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：29.75 M/M

(2) 業務従事者の構成

本調査における業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- (1) 総括/交通インフラ/施設計画：2号
- (2) クロスボーダー交通ネットワーク：3号
- (3) 交通計画 I
- (4) 交通計画 II
- (5) 越境インフラ開発計画（国境施設）
- (6) 産業開発/貿易促進：3号
- (7) 環境社会配慮/社会開発
- (8) 広域物流

## 3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、各国政府関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

## 5. 現地再委託

現地再委託を提案するにあたっては、想定する現地再委託対象業務内容等を具体的に提案を行うこと。さらに現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 6. 見積条件

第2次現地調査、第3次現地調査期間内に実施する中間報告会、最終報告会（5（1

2) 参照のこと) 開催に係る直接経費 (カウンターパート旅費、雑費 (会議費) 等) については、契約金額に含めることができるものとするが、別見積とする。

## 7. 参考・貸与資料

- (1) ADB/ADBI、Connecting South Asia and Southeast Asia (interim report, 2013-2014 年)  
<http://www.adbi.org/files/2013.05.05.book.connecting.south.asia.southeast.asia.interim.report.pdf>
- (2) SAARC、Multimodal Transport Study (2008 年)  
[http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/SRMTS\\_Final.pdf](http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/SRMTS_Final.pdf)
- (3) Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation (BIMSTEC)、Transport Infrastructure and Logistics Study (BTILS) (2008 年)  
<http://www.adb.org/sites/default/files/projdocs/2008/38396-01-reg-tacr.pdf>
- (4) South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC)、Subregional Corridor Operational Efficiency Study Volume1~3 (2004 年)  
[http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112\\_Volume\\_1.pdf](http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_1.pdf)  
[http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112\\_Volume\\_2.pdf](http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_2.pdf)  
[http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112\\_Volume\\_3.pdf](http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_3.pdf)
- (5) Finalized intergovernmental agreement on dry ports  
<http://www.unescap.org/ttdw/ctr3-2012/English/CTR3-5E.pdf>
- (6) QUANTIFICATION OF BENEFITS FROM ECONOMIC COOPERATION IN SOUTH ASIA (2008 年)  
<http://www.gsid.nagoya-u.ac.jp/sotsubo/SouthAsian-Quantification-Benefits.pdf>
- (7) ERIA、ASEAN - India Connectivity: The Comprehensive Asia Development Plan, Phase II、ERIA Research Project Report 2010-7 (2011 年)  
<http://www.eria.org/RPR-2010-7.pdf>
- (8) Research and Information System for Developing Countries (RIS)、ASEAN-India Connectivity Report India Country Study (2012 年)
- (9) 国土交通省、アジアハイウェイ構想に係る参考資料  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/AH2005/index.html>  
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/AH2005/images/map.jpg>
- (10) JICA、クロスボーダー交通インフラ対応可能性研究 (プロジェクト研究) (2006 年)



<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11831112.pdf>・

(10) JICA、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年)

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

## 8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、各国 JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上